導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

上士幌町は、北海道の十勝北部に位置し、面積 696.00 ㎢の南北に長い広大な面積を持つ町である。大雪山国立公園の東山麓に位置し、町の面積の約 76％は山林が占めており、その多くは国有林となっている。周囲は、1,000～2,000m の大雪山系の山々に囲まれている。気候は、内陸性気候で昼夜、夏冬の寒暖の差が大きく、年間降雨量は比較的少ない環境にある。積雪量も比較的少ないが、山間部では 2m 近く積もることもある。冷涼な気温のため農作物の生育には不利な気候条件だが、日照時間は年間を通して比較的長く、昼夜の温度差も大きいという有利な面もある。人口は、昭和 40 年には約 1 万人の人口だったが、各種企業や官庁出先機関の統廃合、撤退により年々減少し、人口は当時の半分の約 5 千人となっている。65 歳以上の高齢化率は 35.79％と年々増加傾向となっている。

基幹産業は、農業、酪農、林業であり、特に乳牛の飼育頭数は全国トップクラスで、乳牛・肉牛を合わせると人口の約 7 倍、約 37,000 頭が飼育されている。町内で一貫生産された 5、4 等級の牛肉「十勝ナイタイ和牛」、肉質にこだわった「十勝ハーブ牛」や大豆、小豆、アスパラガス、ビート（甜菜）、小麦、じゃがいも、とうもろこしなどが生産され、令和 3 年度農業生産額は約 258 億円となっている。商工業においては、人口の減少と高齢化によって購買力が低下している。更に、帯広近郊の大型店・ディスカウント店・専門店への消費購買力の流出が顕著となっている。製造業においては、原材料の高騰、人材不足などによる製造コストの増加による利益減少により、経営が圧迫されており地域の小規模事業者の経営環境は厳しい状況にある。また、地域には、優良な地場産品（素材）があるが、地元製造業の加工品が少なく地域特有の「特産品」開発が求められている。

人口減少、少子高齢化が加速的に進み、労働力人口や国内需要が減少し、安価な海外製品が流入し国際的な競争が激しくなるなど、町内の産業を支えている中小企業を取り巻く経済や社会の環境は厳しさが増しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況にある。このような中、町内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人的不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題となっている。

（２）目標

上士幌町では、第６期上士幌町総合計画や上士幌町人口ビジョン・総合戦略において、中小企業振興施策を実施し、町政を伸展させることを目標としている。このことから、認定支援機関を始めとする支援団体との連携を図り、中小企業者の生産性向上を促し、町内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、年１件

の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

上士幌町では、先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

上士幌町の産業は、農業、酪農、林業を基軸に、製造業、小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が上士幌町の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

上士幌町の産業は、市街地中心部、周辺農村部、ぬかびら源泉郷等の広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は町内全域とする。

（２）対象業種・事業

上士幌町の産業は、農業、酪農、林業を基軸に、製造業、小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種・事業が上士幌町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業全てとする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和５年６月 22 日～令和７年６月 21 日までの２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間のいずれかとする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象外とする。

（２）公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる

中小企業者については対象外とする。

（３）先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、町が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。